最終更新日：2021年1月28日

グッドコムアセット
代表取締役社長 長嶋　義和
問合せ先：03-5338-0170
証券コード：3475

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性と適法性を同時に確保しつつ、健全に発展するために必要な企業統治体制の整備や施策を実施することであり、当社グループの経営理念である「私たちは不動産を安心と信頼のできる財産としてグローバルに提供し、幸福になっていただくことで社会に貢献します。」を実現するためにも、株主や顧客をはじめとする利害関係者に対して公正かつ中立的な姿勢を保持・充実していくことが経営上の重要な課題であると認識しております。
このためにも、コンプライアンスを重視した経営及びこれを実践するためのコーポレート・ガバナンス体制の確立が必要であり、今後も経営の透明性、迅速性、公正性及び健全性の向上を図っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4】
当社は、決算短信（四半期決算短信含む）、決算補足説明資料（第2四半期及び通期）及び株主総会招集通知の一部（狭義の招集通知及び株主総会参考書類）の英訳版を作成し、当社ホームページに開示し、海外投資家等に対し英語での情報の開示・提供を行っております。現時点においては、当社の株主に対する機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームの採用は行っておりませんが、今後は、機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、機関投資家が議決権を行使しやすい環境の整備をしていくとともに、英語での情報開示・提供範囲の拡大について検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」として以下の当社ホームページに開示しております。
https://www.goodcomasset.co.jp/investors/governance.html

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
長嶋　義和	2,387,000	32.36
長嶋　弘子	848,000	11.50
MSIP　CLIENT　SECURITIES	237,700	3.22
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	180,500	2.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	139,000	1.88
JPモルガン証券株式会社	110,745	1.50
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	94,800	1.29
野村證券株式会社	66,238	0.90
GOLDMAN　SACHS　INTERNATIONAL	65,496	0.89
川満　隆詞	60,500	0.82

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

長嶋義和氏の所有株式数は、資産管理会社である株式会社long-islandの株式数を合算して記載しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	10 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松木　大輔	弁護士											
松山　昌司	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松木　大輔	○	該当事項はありません。	弁護士としての経験・見識が豊富であり、主に不動産事業に係るコンプライアンスの観点から経営の透明性の向上及び監督機能の強化につながるものと判断したため、要請したものであります。
松山　昌司	○	該当事項はありません。	公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有し、当社 監査役を長年務め、当社の業務に精通していることから、その豊富な知識や経験を当社の経営の監督に活かしていただくため、要請したものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	6	0	0	2	0	4	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	6	0	0	2	0	4	社外取締役

補足説明 更新

当社の任意の指名･報酬委員会は、取締役会の決議によって選任された社外取締役2名及び常勤監査役1名を含む監査役3名（いずれも社外監査役）で構成しており、1年に1回以上開催することとしております。委員全員を社外役員として、指名･報酬に係る事項等を独立性をもって審議し、客観的な助言に基づく活動を通じて適切な経営体制の構築に努めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、四半期に一度監査実施報告を受けるほか、監査の重要な点を適宜的確に把握するため、必要に応じて意見交換を行っております。
内部監査担当は、内部監査の実施状況及び実施結果について、監査役に報告しており、日頃から意見交換を行うなど連携を図っております。
当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人による監査、いわゆる三様監査により、それぞれの監査の実効性を高め、有機的な連携･相互補完を図るため、監査役会と、会計監査人は四半期ごとに定期及び必要に応じて個別にミーティングを実施し、監査役は内部監査担当である経営企画部と必要に応じてミーティングを行い、経営企画部は会計監査人と内部統制の意見交換を行うなど、監査結果の報告、情報の共有化、意見交換等を行ない、三者連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
向江　弘徳	他の会社の出身者													
小田　香織	他の会社の出身者													
秋元　創一郎	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者

f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
向江　弘徳	○	該当事項はありません。	出身分野である証券のアンダーライティング業務を通じて培った知見を有しており、特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、要請したものであります。
小田　香織	○	該当事項はありません。	公認会計士の資格を有し、会計に関する相当程度の知見を有しており、特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、要請したものであります。
秋元　創一郎	○	該当事項はありません。	公認会計士の資格を有し、会計に関する相当程度の知見を有しており、特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、要請したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役2名及び社外監査役3名は、全員独立役員の基準を満たしておりますので、その全員を独立役員に指定しております。なお、当社は社外取締役を選任するにあたり、以下のとおり独立性基準を設けております。
当社は、社外役員又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断いたします。
1．当社及び当社子会社の出身者関係
　現在又は過去10年間において、当社及び当社子会社、関連会社（以下「当社グループ」といいます。）の業務執行者（注1）
2．当社業務執行者が役員に就任している会社関係
　当社グループの業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
3．主要な取引先関係
　当社グループを主要な取引先（注2）とする者又はその業務執行者もしくは当社グループの主要な取引先（注2）又はその業務執行者及び政策　保有銘柄企業出身者
4．大株主関係
　当社の議決権の10%を実質的に保有している者又はその業務執行者
5．監査法人関係
　当社の会計監査人である監査法人に所属する者
6．専門家関係
　当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注3）を得ている弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、弁理士又はコンサル　タント等や当該財産を得ているのが団体の場合は、当該団体に所属する者
7．寄付関係
　当社グループから多額の寄付（注4）を得ている者や当該寄付を得ているのが団体の場合は、当該団体の業務執行者
8．過去該当者関係
　過去3年間に上記2～7に該当していたことがある者
9．近親者関係
　上記1～8に該当する者の二親等内の親族

（注）1．「業務執行者」とは、業務を執行する取締役、執行役員及び従業員をいう。
　　2．「主要な取引先」とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の5％以上の額の取引を行っている者をいう。
　　3．「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度において、1年間で合計1,000万円以上もしくは当該団体の連結売上高の5％以上のことをいう。
　　4．「多額の寄付」とは、直近事業年度において、合計1,000万円以上もしくは当該団体の連結売上高の5％以上のことをいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、第1回、第2回、第3回新株予約権（ストックオプション）を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、業務執行取締役及び常勤監査役、従業員、子会社取締役ならびに子会社従業員に新株予約権（ストックオプション）を付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が、1億円以上の者が存在していないため、個別の報酬開示は実施しておりません。取締役の報酬は、総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、健全な企業家精神の発揮に資するためのインセンティブの観点から、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において、独立社外役員で構成される任意の指名・報酬委員会にて業績や貢献度等を客観的な視点で審議のうえ、取締役会にて決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

業務執行の詳細については、経営企画部は、社外取締役及び社外監査役を補佐し、必要な事務連絡・調整を行っており、監査業務については、常勤監査役が社外監査役に適宜説明を行ない、社外取締役及び社外監査役との連携を密接にすることで、経営及び監査の充実を図る体制となっております。
また、取締役会の議案や、資料を事前に提供しており、十分に検討できる時間を確保できるようにしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（取締役会・取締役）
当社の取締役会は5名（うち社外取締役2名）で構成しております。取締役会は原則として毎月1回開催し、当社グループにおける経営上重要な事項の審議及び決定や、取締役の職務執行状況を監督しております。必要あるときには臨時取締役会を開催しております。また、代表取締役社長をはじめとする取締役のほか、執行役員を選任しており、実効性の高い業務執行体制の構築に努めております。

（監査役会・監査役）
当社は監査役会設置会社であり、常勤監査役1名の監査役3名（いずれも社外監査役）で監査役会を構成しております。監査役会は原則として毎月1回開催されております。全監査役が取締役会に出席しており、取締役の業務執行状況等について必要に応じて意見を述べる等、実効性ある監査に努めております。また、全監査役は任意の指名・報酬委員会、リスク・コンプライアンス委員会及び独立社外取締役会にも出席しており、意思決定プロセスの妥当性の検証を行っております。なお、常勤監査役については、前述の機関への参加に加え、経営会議にも出席しております。
また、監査役会は、会計監査人と四半期ごとに定期及び必要に応じて個別にミーティングを実施し、監査役は内部監査担当である経営企画部と必要に応じてミーティングを行い、経営企画部は会計監査人と内部統制の意見交換を行うなど、監査結果の報告、情報の共有化、意見交換等を行い、緊密な相互連携の強化に努めております。

（指名・報酬委員会）
当社の任意の指名・報酬委員会は、本書提出日現在、取締役会の決議によって選任された社外取締役2名及び常勤監査役1名を含む監査役3名（いずれも社外監査役）で構成しております。当委員会は原則として1年に1回以上開催しており、委員全員を社外役員として、指名・報酬に係る事項等を独立性をもって審議し、客観的な助言に基づく活動を通じて適切な経営体制の構築に努めております。

（リスク・コンプライアンス委員会）
当社のリスク・コンプライアンス委員会は、取締役5名（うち社外取締役2名）及び常勤監査役1名を含む監査役3名（いずれも社外監査役）で構成しております。リスク・コンプライアンス委員会は、四半期ごとに定期及び必要に応じて臨時で開催しており、リスクやコンプライアンスの体制整備及び問題や改善点等の把握に努めております。

（独立社外取締役会）
当社の独立社外取締役会は、社外取締役2名で構成されております。独立社外取締役会は、年に
1回以上開催されており、「コーポレートガバナンス・コード」に基づき、取締役会全体の実効性について分析及び評価することで取締役会の機能の向上を図っております。

(経営会議)
当社の経営会議は、取締役3名、常勤監査役1名で構成されております。経営会議は、代表取締
役社長の諮問機関として必要に応じて適宜開催しており、「経営会議規程」に定められた経営上重要な事項を決定しております。経営会議で決議された事項については、取締役会で報告をすることとしており、業務執行に関する連携を図るとともに適正かつ効率的な経営活動に努めております。

(内部監査の状況)
当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の組織として経営企画部4名が「内部監査規程」に基づき、内部管理体制の適正性、有効性について、評価及び検証を行っております。内部監査結果については、代表取締役社長に報告し、全役員が参加するリスク・コンプライアンス委員会で報告しております。
会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人とは、監査結果講評時等に監査役及び経営企画部長が同席し、必要に応じて意見交換を行っております。
当社では、それぞれの監査の実効性を高め、有機的な連携・相互補完を図るため、監査役会と会計監査人は四半期ごと及び必要に応じて個別にミーティングを実施し、監査役は内部監査担当である経営企画部と必要に応じてミーティングを行い、経営企画部は会計監査人と内部統制の意見交換を行う等、適宜、監査結果の報告、情報の共有化、意見交換等を行い、三者連携の強化に努めております。

(会計監査の状況)
1.監査法人の名称
EY新日本有限責任監査法人

2.継続監査期間
7年間

3.業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　公認会計士　　飯塚　徹
指定有限責任社員　公認会計士　　結城　洋治

4.監査業務に係る補助者の構成
当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他11名であります。

(監査役監査の状況)
当社の監査役会は、常勤監査役1名を含む監査役3名(いずれも社外監査役)で構成されており、いずれも東京証券取引所の定める独立役員に指定されております。
監査役監査については、監査役は、取締役会や各会議体へ参加の上、取締役の職務執行状況を監視し、必要に応じて意見を述べ、取締役の職務執行の適法性監査や計算書類等に関する会計監査を行っており、監査結果については監査役会に報告しております。
なお、社外監査役小田香織及び秋元創一郎の2氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(責任限定契約の内容の概要)
当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)、監査役及び会計監査人は、会社法第427条1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
　これは、取締役、監査役及び会計監査人が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、
期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的としております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は企業設計として、監査役会設置会社制度を採用しております。
当社が監査役会設置会社制度を採用する理由としては、社外取締役を含む取締役会による監督機能に加え、監査役会が独立の機関として取締役の職務の執行に対する監査が機能する体制とすることで、経営の改善及び刷新を必要に応じて機動的に行えると判断しているためであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、法定期日前発送を実施し、発送日までに当社ホームページ及びTDnetにて公表を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は10月決算会社であるため、株主総会の開催日を株主総会集中日と予想される日以外の日に設定することができ、より多くの株主が株主総会に出席いただける環境を実現しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の一部（狭義の招集通知及び株主総会参考書類）の英訳を当社ホームページ及びTDnetにて公表を行っております。
その他	招集通知の発送に先立ち、当社ホームページに掲載しております。 また、事業報告のビジュアル化に取り組むなど株主総会の活性化に努めております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトにて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	多くの方に当社について知っていただく機会は必要であると認識しており、定期的に説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期及び半期の決算短信発表後に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトにて開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部がIRを担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「私たちは不動産を安心と信頼のできる財産としてグローバルに提供し、幸福になっていただくことで社会に貢献します。」を経営理念としており、この経営理念を実現するために行動規範を制定し、会社の発展及び法令遵守によりステークホルダーに還元していく考えであります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社の主要事業である新築マンション販売の各物件において、環境や美観を配慮した壁面緑化「GENOVIA green veil」及び屋上緑化「GENOVIA skygarden」を採用しており、緑で都市をつないだグリーンネックレスが、街の新しいオアシスとして愛され、地域貢献に役立つマンション創りを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、関わりのある全てのステークホルダーに対して、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行えるよう社内体制の充実に努め、適時適切な開示について真摯な姿勢で臨むため、「ディスクロージャー規程」を制定し、同規程に沿って適時開示を行う方針であります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

A．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(a) 社外取締役を含む取締役会を設置し、当社グループにおける経営上重要な事項の審議及び決定や取締役の職務執行状況を監督する。
(b) 社外監査役を含む監査役会を設置する。監査役は、監査役会で定めた監査基準に基づき取締役会その他重要な会議に出席及び日常の業務監査により、取締役の職務執行が法令及び定款に反していないかを監査する。
(c) 取締役及び使用人は、「経営理念」及び「行動規範」に基づいて行動し、採用・教育部は、必要に応じて、コンプライアンスに関する啓蒙及び教育研修を実施する。
(d) 内部監査によって、コンプライアンスの状況をモニタリングし、代表取締役社長及び監査役・社外取締役に報告する。
(e) 法令・定款等に違反する事実を発見した場合やハラスメントに関する相談体制などについて「内部通報規程」を定めて、遵守する。
(f) 当社グループは、反社会的勢力との関係を一切遮断する体制を構築する。
B．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行状況については、法令及び「文書管理規程」に基づき作成・保存するとともに、取締役又は監査役から要請があった場合に閲覧可能な方法で保存する。
C．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
業務に付随するリスク管理は当該組織単位が行い、担当取締役及び執行役員が適切な対応を行う。リスクの重要性の度合いに応じて代表取締役社長及び監査役会や取締役会に報告を行い、必要に応じて当社と顧問契約している法律事務所に助言・指導を受ける。
また、「リスク・コンプライアンス規程」に定めるリスク・コンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、発生したリスク又は予見されるリスクについて分析と識別を行い、再発防止策又は予防策を策定し、取締役会等にその実施を求める。
D．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(a) 取締役会は、中期経営計画及び年間活動計画等の重要な方針を決定し、定時取締役会において月次決算報告及び業務執行報告を行い、取締役の職務の効率性をレビューし、必要に応じて改善を促す。
(b) 取締役の職務が効率的に行われるように、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、必要に応じて改訂することで、責任と権限の所在を明確化する。
E．当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「関係会社管理規程」を定め、関係会社の管理は管理本部長が行うものとする。子会社の経理処理については、管理本部下の経理・財務部で支援し（一部、外部への業務委託を含む。ただし、その場合は、経理・財務部が内容確認を行う）、それを通じて業務の適正性をモニタリングする。内部監査を実施することで、子会社の業務が適正に行われていることを確認する。
F．監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
(a) 監査役は、経営企画部の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができ、使用人はその職務に関して、取締役等の指揮命令は受けない。
(b) 監査役の命令により使用人が行う職務についての人事的評価は、監査役の同意を得て行う。
G．監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性に関する事項
当社は、補助使用人に関して、監査役の指揮命令に優先的に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
H．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
(a) 取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業務又は業績に重要な影響を与える事項について、遅滞なく監査役に報告する。また、法令・定款及び社内規程に違反した事実又は違反する恐れのあることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
(b) 監査役は、必要に応じて、取締役及び使用人に対し、取締役会以外の重要な会議等への出席、議事録、稟議書等の業務執行に関する書類の閲覧、説明及び情報提供を求めることができる。
I．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a) 監査役及び監査役会は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査担当とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。
(b) 監査役会は、必要に応じて内部監査担当を出席させ、内部監査の実施状況を報告させる。
(c) 取締役会は、業務の適正を確保するための体制に係る監査役の意見がある場合は、これを審議し、その結果を監査役会に報告する。
(d) 監査役が、その職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」において、以下を基本方針としております。
(1) 反社会的勢力による不当要求は、人の心に不安感や恐怖感を与えるものであり、何らかの行動基準等を設けないままに担当責任者や反社会的勢力対応部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に陥ることもあり得るため、企業の倫理規程、行動規範、社内規則等に明文の根拠を設け、担当責任者や反社会的勢力対応部署だけに任せずに、代表取締役社長等の経営トップ以下、組織全体として対応する。
(2) 反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
(3) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
(4) 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
(5) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
(6) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
(7) 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

また、当社は、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターの賛助会員であり、同センターが主催する「暴力団等、反社会的勢力との関係排除や反社会的勢力からの不当要求があった場合の対応策等に係る講習」を総務・人事部が受講し、対応体制・対応要領を整備しております。
上記基本方針及び規程を役員及び従業員へ周知、徹底していくとともに、総務・人事部所管のもと顧問弁護士、警察等の外部専門機関とも連携をし、今後継続して社員の教育・啓発を実施することで、反社会的勢力排除に向けて、更なる社内体制の整備・強化を図っていく方針であります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項
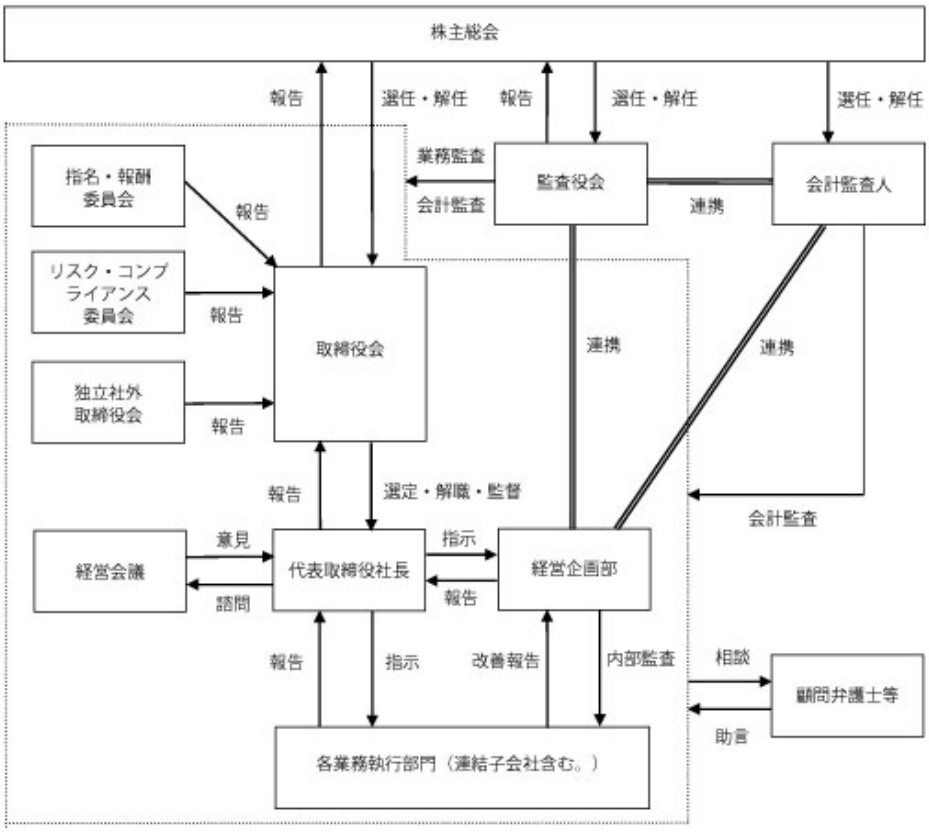
―